

2012年2月1日
槌田敦

2月14日(火)1時半から東京地裁411号法廷で、東京大学・小宮山宏らによる名誉毀損事件の証人尋問がおこなわれます。

1時30分から2時50分までが原告槌田への尋問、3時から4時20分までが被告明日香への尋問となっています。

その準備として、1月30日、原告は東京地裁に下記上申書を提出しました。

代理人のいない裁判ですから、2月14日の法廷では、裁判長が、この原告の上申書にある陳述書(4)を参考にして、原告本人の尋問をすることになります。

その後、原告が、別紙2の尋問事項に沿って、被告明日香寿川を尋問します。

平成21年(ワ)第47553号

2012年1月30日

原告 槌田敦 被告東京大学ほか

平成23年(ワ)第10874号

原告 槌田敦 被告小宮山宏ほか

東京地裁民事部第26部 御中

上申書

原告 槌田敦

別紙1に記載するとおり、原告陳述書(4)(甲23)の内容について証言致したく、また明日香被告には、別紙2に記載するとおり、当事者尋問致したく、上申します。

以上

別紙1

尋問事項書 (証人 原告 槌田敦)

原告陳述書(4)(甲23)記載のとおり

以上

別紙2

被告明日香に対する尋問事項

- 1.明日香被告の書物『地球温暖化懐疑論批判』(甲7)における役割
- 2.小宮山被告との事実関係
- 3.住被告との事実関係
- 4.浜田被告との事実関係

5. 訴外山本政一郎氏との事実関係
6. 学問の自由と表現の自由についての明日香被告の認識
7. 書物『論批判』を東京大学から発行したことについて明日香被告の認識
8. 原告に貼り付けた 9 項目の特徴、特に、特徴⑨三段論法の誤謬について、編集責任者としての明日香被告の認識
9. 書物『論批判』(甲 7)の「最後に」(p73)において、下から 9 行目以降の記述について、編集責任者としての認識
10. 懐疑論者 12 名を選んだ基準は何か
11. その特徴 9 項目を選んだ基準は何か
12. その他これに関係する事項

以上

甲 23

原告陳述書(4)

2012 年 1 月 30 日

原告 槌田敦

1. 証人の経歴(甲 1)

理化学研究所研究員(1966～1993) 物理学研究者として

- ①物と熱の出入りする物質系について、そのエントロピー論を提出 → 熱物理学
物理学によればエントロピー増大でその活動は停止へ。しかし、
「物質循環によるエントロピーの廃棄で活動の持続は可能」を発見
槌田エントロピー論ともいう。 応用は広い
- ②地球における諸活動は、宇宙へのエントロピーの廃棄で維持される → 気象学
その作業をしているのは、大気と水蒸気・水の循環
- ③生命の生存条件は、体内の物質循環によるエントロピーの廃棄 → 生物学
- ④動物による養分の引き上げが物質循環の豊かな自然の原因 → 生態学
- ⑤人間社会の維持条件を示すエントロピー経済学の提起 → 経済学
- ⑥核融合や原発の失敗する理由(放射能は物質循環不可能) → 科学技術の限界

名城大学経済学部教授(1994～2006) 環境経済学者として

- ①資源と廃棄物問題にエントロピー経済学を応用 → 環境経済学
- ②経済活動によるCO₂排出問題で、近藤邦明氏と共に、
「CO₂増での温暖化ではなく、温暖化でCO₂増」を発見 → 環境気象学
(甲 1～4、6・1、14・1～6、16、22)

両勤務先の定年後、自由人として、

- ①世界の失業と貧困の原因は「売り込みのみ自由」の自由貿易であることの証明
すなわち、輸出は失業の輸出、輸入は失業の輸入、その結果、
輸出産業と輸入産業の生産性の差により、いずれの国も失業が増え、
世界的に高失業、高貧困の格差社会となる
貧困で需要は減り、失業で供給は減り、物質循環は破綻へ → 貿易論
- ②解決方法、適度な貿易と最適(最大税収)関税の復活で貧困者救済へ
貧困者に需要が生じ、失業は減り、社会の物質循環回復へ → 経済成長論

③福島原発事故('11.3.11)の原因(甲 25)

安全支出の節約(未必の故意)による事故、業務上過失による災害拡大したがって、福島災害は、刑法 204、205、211①の致死傷事件 → 刑法
また、無過失責任のいわゆる原子力賠償法ではなく、
汚染者負担の原則と民法 709、710 条による賠償責任へ → 民法
(甲 14-6、25)

原告の研究は、いずれも「基礎論」であり、
国内はもちろん世界的にも例がなく、すべて **original** である
だが、それぞれの学界では主流ではないので、現状では無視されている
しかし、その内容は誰からも否定されていないから、いずれは評価されるであろう

ところで、以上の研究は順調になされた訳ではない
国策に逆らう結果となった研究は、いずれも国家権力の代行者から迫害された
核融合、原発では、雇用主から懲戒処分された
地球温暖化では、原告らの論文は掲載を拒否された
そして、東京地裁は、部分社会論で、原告の訴えを門前払いした
これでは、科学は国策の援助を受ける主流派に独占され、その進歩は停滞する
さらに、本件では、東大の権威を利用して原告らを名誉毀損

このようにして、国策に逆らう研究は学問の自由が脅かされる
学問の自由がなければ、国家は暴走する
その結果、①C O 2 温暖化論で国費の無駄遣い
②批判者排除の原発で福島原発の多重人災
(甲 2、6-2、7、7-7、13、15、16、20、21、25)

2.本件 東京大学による名誉毀損事件(甲 7)

東京大学は、『地球温暖化懐疑論批判』という書物『論批判』(甲 7)を出版配布し、
原告を筆頭に 12 名の学者を名指しして、これに 9 項目の特徴を貼り付け、
また、36 項目の議論により原告らを非難した

この書物『論批判』にある多数の論文は、一部を除き、著者の記名はない
この書物では、それぞれの論文の責任を著者が持つ通常の論文集ではなく、
一括して東京大学がその責任を持っている

したがって、上記研究歴を有する原告に対する東京大学による名誉毀損攻撃である
国立大学法人法で設立された行政を代行する準国家機関による攻撃であり
それぞれの論文の著者個人による単純な侮辱や名誉毀損ではない点に注意

9 項目特徴と 36 項目の議論の目的は、
被告小宮山による「温暖化懐疑論に終止符を」打つ(甲 7-7)であって、
「(東大の共同利用機関で)、懐疑論に反論する本を 5 月(予定)に出版」、
「明日香寿川教授と住明正教授が中心となってきちんと反論」とある
つまり、東京大学の権威を利用し、被告明日香、被告住を使って、
原告らの科学者としての評価を失墜させ、
原告らからその支持者を離反させる(終止符を打つ)ことを目的にしている

なぜ、原告らを名誉毀損する必要があるのか。

懐疑論は少数だから、放置してもよいではないか

その理由は、C O 2 温暖化説は落ち目で、排出権の 2009 年価格は暴落(甲 24)し、

また、この説を支える I P C C 内部にトリックも発覚(甲 5-1、-2)し、

C O 2 削減政策を掲げ、日本政府に進言するなどした被告小宮山の焦りが、

その学長という地位を利用することを思いつき、東大による名誉毀損の実行へ

3. 東大による『論批判』発行とその p d f 化の影響

(1)ただちに、インターネット上で東大の出版に唱和するブログ多数(甲 12-1~10)

(2)槌田敦を囲む「温暖化問題」の座談会の突如の中止

(3)国立大学の理系学部からの科目講義依頼は以後消える

例 東工大大学院(横浜市)、学芸大(小金井市)など

4. 被告小宮山の目的を達成するための協力者の不法行為

被告明日香東北大学教授、被告住東大教授、被告浜田東大大学長、および訴外著者ら

被告明日香のかかわり

2006 年発行の私的印刷物 Ver.2.0(甲 7-3)までは学術討論が目的、原告にも送付

2008 年発行の Ver.2.4(甲 7-4)では、著者を追加して、

原告らを誹謗、科学的目的から外れた記述、この書から原告には送付せず

被告小宮山は、この Ver.2.4 を読み、東大の書物にすることにしたと思われる

この印刷物までは、東京大学およびその共同研究機関(IR3S)と一切関係なし

2009 年 5 月発行の Ver.3.0(甲 7-5)は、被告明日香と被告住の共同編集

表紙に東京大学山本政一郎と記し、東大との関係を強調

この私的印刷物において、被告住の作成と思われる 9 項目特徴を追加

この印刷物は原告らに送付せず、学術討論を目的とするものではない

2009 年 10 月、本件書物『地球温暖化懐疑論批判』(甲 7)を発行

費用は国費(文部科学省科学技術振興調整費用)を使用、東京大学の名前で発行

その発行の理由は、被告小宮山の目的は 5 月発行の私的印刷物では達せない

より強烈な攻撃力を期待して、東京大学による出版を決めたと思われる

ところで、被告明日香はその陳述書(乙 11)において

「出版元に関しては、東京大学でなく、どこの出版社でもよかった」と陳述

だが、東京大学発行では不法行為事件になることに、注意しなかった

この書物『論批判』も原告に送付せず、また原告批判の論文の著者名明示も拒否

これらのことは、この書物『論批判』が学術的目的ではないことの自認

(甲 10-1~4)

被告住のかかわり

9項目の特徴は、被告住が、印刷物 Ver.3.0 のため、主に作成したとみられる(乙 9)
また、被告住は、5月に、その印刷やpdf化に東京大学として便宜を払った
さらに、これを東大の正式の書物『論批判』として印刷、10月に発行した

ところが、被告住は3月の気象学会評議員会議(甲 19、p34)において
「組織として、意志決定、価値観を決定するのは問題」と述べていた
この東大による出版は、してはならないことであった
しかし、被告住は東大の会議ではこの問題について発言しなかった(乙 13)、
気象学会での発言どおり、5月発行の印刷物 Ver.3.0 で止めなかったのは
権力(小宮山前学長)の意向には逆らえない体質か

被告浜田のかかわり

上記被告住の一切の行為を東京大学の行為として容認し、
費用を東大(共同利用機関)として支出(国立大学法人法 22条、29条違反)

また、原告との折衝を一切拒否して、事件にした
東京大学の出版物にするために、山本政一郎に経歴詐称させた

さらに、出版・配布について、原告との折衝を一切拒否し、本件を事件にした

訴外山本政一郎のかかわり

上記5月文書および書物『論批判』に名前を載せることを了承した
これにより、この書物『論批判』の著者として東大関係者がいることになる
印刷物 Ver.3.0 発行の5月では東大大学院学生だったが、
書物『論批判』発行時には、彼は東大とは関係なく経歴詐称

しかも、彼は、Ver.3.0 や『論批判』の内容にはほとんど関係していない
議論 29-5「新聞報道は間違っている」(甲 7、p59)の原論文には関与したが、
主筆は明日香で、もうひとりの共著者は新聞記者であり、名前を載せただけ
そして、これは新聞記事批判であって、科学論文ではない

その他の訴外『論批判』著者らのかかわり

この書物『論批判』が科学誌ならばそれぞれの論文の著者名を明らかにする必要
しかし、この書物『論批判』では、反論を恐れて著者名発表を拒否
このことは、その内容が科学でなく、誹謗中傷を目的とすることの自認

5.東京大学は、この『論批判』において原告ら12名に対し、9項目の「特徴」を貼り付けた
9項目の特徴とは、被告住(乙 9)および被告明日香(乙 8)によれば、

- ①誤解・曲解 (○議論 14、議論 3)
- ②考慮していない (○議論 26)
- ③根拠不足 (議論 3)
- ④定性的にとどまる言説 (○議論 17、○議論 26)
- ⑤不確かさの強調 (議論 11)
- ⑥自己反省なし (議論 3)
- ⑦時間的、空間的スケールの取り違い (○議論 14、○議論 31)

⑧国際的取り決めの無理解（議論 35）

⑨三段論法の誤謬（○議論 18）

○印は、原告に関する議論

いずれの「特徴」も、科学者としては首をかしげるもので、その貼り付けは名誉毀損
それを「東京大学」の名前でした

まず、12名を名指しし、その一般的特徴9項目を一括して貼り付けるのは悪質
原告は、⑧国際的取り決めに論じていないのに、これに無理解とされた
薬師院氏は、社会科学者として、賛成・反対の論説を整理しただけだから、
9項目すべてに関係がないのに、9項目すべてを貼り付けられた

6.東京大学は、原告を名指しの筆頭にかかげ、その特徴の指摘の過半を原告に向けた
被告明日香陳述書(乙 8)と被告住陳述書(乙 9)によれば、
各特徴の対象の主なものは原告に向けられている(上記○印)。
その理由は、原告らの研究「C O 2 増での温暖ではなく、温暖化でC O 2 増」は、
C O 2 温暖化説の根本を否定するものであり、
これを進める国策にとって、被害がもっとも大きいからである

原告に向けられた5項目のの特徴は真実ではない

被告代理人は、9項目の特徴の真実性を主張した(被告準備書面(3)、(4))
原告は、原告を対象とする5項目はいずれも真実ではなく、人身攻撃であり、
悪質な名誉毀損であることを示した(原告準備書面(3)、(4))

被告側は、後に上記被告側準備書面で主張する代表例の根拠として、
被告明日香陳述書(乙 8)と被告住の陳述書(乙 9)を提出した
これらの内容が成立しないことについて、以下に述べる。

7.原告に貼り付けた5項目の特徴は真実ではない

住陳述書(乙 9)および明日香陳述書(乙 8)について

被告東京大学は、原告らに貼り付けた9項目の特徴が真実であることの証拠として被告
住陳述書(9)と被告明日香陳述書(乙 8)を提出し、また準備書面(5)でも追加主張した。
これらの主張はすべて真実ではない。

ところで、これらが真実であろうとなかろうと、表現の自由のない東京大学が9項目の
特徴を原告らに貼り付けたことが名誉毀損である。

そして、この特徴が1項目でも真実でなければ、名誉毀損はより厳しくなる。

ここでは、9項目の特徴のうち、原告に関する特徴①、②、④、⑦、⑨の5項目につ
いてこれらが真実ではないことを示す。

特徴①「誤解・曲解」について

被告住は、議論 14 を代表例として、原告は誤解・曲解していると主張する(乙 9、p2)。
すなわち海面水温の上下にかかわらず、C O 2 は一貫して増加している。これは人為起源
C O 2 によるが、原告は誤解・曲解していると主張する。

原告らは、CO₂濃度の変化よりも気温の変化が先行するという事実を根拠に、気温変化が原因でCO₂濃度変化は結果と結論した。

被告住は、原告らの発見した事実とその説明に反論することなく、一方的にCO₂温暖化の人為説を主張している。

つまり、被告住がその陳述書で指摘したことは、原告による誤解や曲解を証明するものではなく、特徴①は真実ではない。

特徴②「考慮していない」について

被告住は、議論 26 を代表例として、水蒸気の温暖化効果はすでに考慮されているとして、原告の間違いと主張する(乙 9、p2)。

CO₂温暖化説では、水蒸気の効果は 80~90%と固定し、CO₂の効果だけで結論を出している。

このように水蒸気濃度を固定すれば当然CO₂の変化だけで温暖化が決まることになる。しかし、水蒸気濃度は、季節または緯度で大きく変わる。

そこで水蒸気とCO₂を同時に考えれば、水蒸気の高濃度による効果が圧倒的に大きく、ごくわずかの濃度しかないCO₂による効果は隠れることになり、水蒸気の効果で温暖化は決まる。

被告住は、この原告の説明に反論できず、一方的に「考慮していない」と断定するだけである。特徴②は真実ではない。

特徴④「定性的にとどまる言説」について

被告住は、議論 17 を代表例として、人為的CO₂の吸収先について、6つの独立した定量的研究があり、これを定性的にとどまる説で否定するのは正しくないとする(乙 9、p3)。

一般的に、定量的とは数値計算のことで、用いる計算式や代入する数値は研究者により任意に決めることができる。

したがって、その計算は定性的に知られた事実で検証されなければならない。被告住はこの科学の検証過程が理解できていないようである。

この問題では、6種類の数値計算での予測では、すべて森林は増えたことになる。

しかし、これは現実の環境破壊(FAO報告)と矛盾する。

このように定性的考察で否定される数値計算は無意味であり、原告に対する特徴④の貼り付けは真実ではない。

なお、被告明日香は議論 26 を代表例とする(乙 8、p2)が、この問題の反論は特徴②ですすでに述べた。

特徴⑦「時間的および空間的スケール」について

被告住は、議論 14 を代表例として、問題となる現象の時間的スケールを取り違えていると主張する(乙 9、p5)。

彼は、ここで何をどのように取り違えたのか明らかにしていないが、CO₂温暖化論者は、エルニーニョ現象は数年規模の短期的現象と理解しており、原告らの研究も数年規模

の短期的研究と一方的に決めつけている。

しかし、原告らの研究は、35年間のデータすべてを使っているので長期的であり、時間的スケールを取り違えていない。

これは被告住らの誤解に基づく主張であり、この特徴⑦の貼り付けは真実ではない。

被告明日香は、同じく議論 14 を代表例として、一方的に寒冷化は数万年後に起こるものと断じて、原告の寒冷化についての議論を時間的取り違いという(乙 8、p2)。

原告は、近い将来での寒冷化を論じているが、数万年後のことを論じたことはない。つまり、被告明日香による特徴⑦の貼り付けは彼の独断によるもので、真実ではない。

さらに、「空間的取り違い」など原告はしていない。

被告らはその例証も上げることもできなかった。悪質なレッテル貼りである。

特徴⑨「三段論法の誤謬」について

被告住は、議論 18 を代表例として、特徴⑨を原告に貼り付けた(乙 9、p5)。

三段論法の誤謬というからには、大前提、小前提、結論らしきものが示されて、その間に論理的欠陥が示されなければならない。

ところが、この被告住の陳述書(乙 9、p5)での論述には、そのような記述はまったくなく、「論理のすり替え」ということばがやたらと目立つ。

被告住は、この「論理のすり替え」を三段論法の誤謬と考えていたようである。

困り果てた被告代理人は、被告住に新しい陳述書を書かせるのではなく、代理人による単なる補充説明として、準備書面(5)を提出した。

これによれば、議論 18 の中から 3 つの文を正確に引用するのではなく、原告の関知しない 3 つの文を勝手に作りあげ、これを並べて原告の三段論法の誤りとした。

しかも、この最初の 2 つの文は、大前提、小前提らしきものになっておらず、とうてい三段論法らしくない。

このことが弁論準備において話題になったが、被告代理人は、三段論法にはいろいろあり、これは典型的な三段論法ではないと苦しい言い逃れをしていた。

要するに、書物『論批判』において、東京大学は三段論法の誤謬と原告を糾弾したのであるが、それは全く真実ではなかった。

以上、1項目ばかりか、5項目の特徴すべてで虚偽レッテルを原告に貼り付ける行為は、被告住による個人的な記述ではなく、国立大学法人東京大学として原告に貼り付けたものであるから、本件は極めて悪質な名誉毀損であることが分かる。

8. 東京大学が為した 10 の無理(甲 20)

本件書物『論批判』を発行・配布するため、東京大学は次のような無理を重ねた。

- ① 東京大学が、懐疑論との議論を打ち止めにする目的で、人身攻撃する無理
- ② 言論の自由のない準国家機関の東京大学が人身攻撃する無理
- ③ 東京大学が、三段論法の間違いなど 9 項目の特徴を貼り付け、人身攻撃する無理

- ④東京大学による 9 項目の特徴攻撃は、学問の自由(憲法 23 条)に対する攻撃
- ⑤東京大学による 36 項目の議論攻撃は、表現の自由(憲法 21 条)に対する攻撃
- ⑥本件書物の発行配布は国立大学法人法 22、29 条でいう業務の範囲に違反
- ⑦東京大学が住教授にその主張を曲げさせた無理
- ⑧被告濱田学長が、誠実に対応しなかった無理
- ⑨東京大学が山本政一郎に経歴を詐称させた無理
- ⑩東京大学以外の出版を考えなかった被告明日香の注意義務違反または未必の故意

「温暖化懐疑論に終止符を」打つため、このような無理が必要だったのである
このような無理を重ねることになったことに本件の悪質さが示されている

特に、憲法違反④、⑤と国立大学法人法違反⑥までしたことは、強調すべきである
これは、懐疑論に終止符を打ちたいとする被告小宮山のいらだちの現れである。

当時、C O 2 取引の低迷(甲 24)や I P C C の不正などがあった(甲 5-1~6)。
最近では、「C O 2 が増えたのに、この寒さ」と庶民からの信頼性が揺らいでいる。

9.証言を終えるにあたって

科学はひとつではない 現在の科学は、国策科学と批判的科学に別れている
国策科学の研究者は、潤沢な研究資金を得て多数派である
批判的科学は、研究資金が得られず、研究発表も排除され、
さらには身分上の差別もあり、少数派である
それでも、批判を続けるのは、国策の間違いに我慢できないからである

国策の例

国策① 原子力

反原子力科学者の排除

原発について、原告は懲戒処分、研究費の没収など不利益を受けた
電力中央研究所では、図書室閲覧も拒否された
そして、原子力を推進者だけで原子力を進めたため、
福島原発災害となった(甲 25)

国策② 地球温暖化

C O 2 で温暖化すると信ずる科学者は多い。だが、事実は逆で、
原告らは「温暖化したから C O 2 が増えた」という事実を発見した
しかし、この研究発表は妨害された
しかも、本件では、東京大学が研究者を名指しして、名誉毀損
その目的は、揺らぐ地球温暖化説を支えるため、
東京大学の権威を使って、批判者とその支持者の離反を策す

ところで、地球温暖化問題が国策になったのは、
「C O 2 を出さない原発」により、原発を推進するためであった
つまり、原子力と温暖化のふたつの国策は同根である

国策③ 国策は自然科学だけではない 経済学でも始まっている

原告は 12 年間大学経済学部で環境経済学を講義したが、
そこでの発見したことは、自由貿易が現代社会の失業と貧困の原因
その論文は学会誌掲載まで、紆余曲折があった

原告が反国策になる原因は、これら国策の間違いがあまりにも単純で
原告には国策のウソが見えてしまう。見えれば、反対するしかない
ところで、原告の研究は主に紙と鉛筆だけでもよいが、
多くの研究者は、研究費を得るため、黙ってしまうことになる

以上

平成 21 年(ワ)第 47553 号

2012 年 1 月 30 日

原告 槌田敦 被告東京大学ほか

平成 23 年(ワ)第 10874 号

原告 槌田敦 被告小宮山宏ほか

東京地裁民事部第 26 部 御中

証拠説明書

原告 槌田敦

甲号証 表目(原本・写、作成年月日) 作成者
立証趣旨 (備考)

甲 23 原告陳述書(4) (原本、2012 年 1 月 30 日) 槌田敦
証人尋問において証言したいことの内容

甲 24 排出枠ただ同然になる日 (写、2012 年 1 月 15 日) 日本経済新聞
C O 2 温暖化対策の要である排出権取引において、本件小宮山談話(甲 7-7)と同
じ時期(2009 年春)にその価格が暴落し、機能しなくなった事実

甲 25 書籍『福島原発多重人災・東電の責任を問う』 (写、2012 年 1 月 30 日) 槌田敦
外

福島原発事故(2011 年 3 月 11 日)が、安全対策手抜き(安全費用節約)という未必
の故意で引き起こされ、業務上過失でその災害が広がったことを記述
この人災は、原告ら原子力に反対する者を排除したことで発生した。
(印刷中のため第 10 章校正のみ仮提出。出版後原本と差し替える予定)
